

第3章 復旧・復興への取り組み

1 道路・橋りょう・河川の復旧

被害箇所の復旧のため、町では、平成23年5月に、道路橋りょう及び河川災害復旧費に2億620万円を補正し、本格的な災害復旧事業に着手した。

道路では63路線、69カ所で舗装打換え等の復旧工事を実施し、また、分譲地内町道の災害復旧にあっては、町が工事原材料を支給するなど管理会社と連携し速やかな復旧に努めた。黒田原こ線人道橋にあっては、損傷が大きくかつ全体的な老朽化が進んでいるため修繕等の復旧方法では列車通行の安全が確保されないとのこと、また、新たな人道橋を架設するためには巨費を要することなどから人道橋の撤去工事を行った。

河川では普通河川3河川、5カ所で護岸整備等の復旧工事を実施した。



被災した町道の迅速な復旧に努めた

○道路橋りょう災害復旧費

(単位：千円)

	路線名等	路線数	箇所数	復旧費用
国庫補助災害復旧事業	相鉄13号支線	1	1	3,507
町単独災害復旧事業	池田・高久駅線ほか	62	67	71,217
こ線人道橋撤去(委託工事)	黒田原こ線人道橋	-	1	63,739
工事原材料支給	那須西幹線ほか	-	-	23,744
計		63	69	162,207

○河川災害復旧費

(単位：千円)

	河川名	河川数	箇所数	復旧費用
町単独災害復旧事業	黒田川ほか	3	5	11,738
計		3	5	11,738

2 上下水道施設の復旧

(1) 上水道

水道施設の復旧については、断水の早期解消のため、被災規模の大きい旧黒田浄水場を中心に行った。旧黒田浄水場は増設を繰り返したため敷地が狭く、配管ルートも複雑だったので、一部は仮設配管で対応した。

また、仮復旧が完了した後の4月11日の大規模な余震でも被災し、断水事故は回避できたが、復旧に1週間を要した。

配水管や給水管の復旧については、職員等によるパトロールや利用者からの連絡により、随時修繕工事を実施したが、箇所数が多いこともあり、工事が一段落するまでには4月末まで要した。



被災規模の大きかった旧黒田浄水場

○災害復旧事業費

(単位：千円)

区分	件数	事業費	国庫補助額
国庫補助事業	36	126,499	101,198
町単独事業	42	38,307	0
計	78	164,806	101,198

(2) 下水道

西大久保地内の復旧は、マンホール周辺の道路が陥没し、通行に支障が生じていたため応急で路面復旧を実施した。管渠については下水道災害復旧事業により平成23年度内に復旧工事が完了し、生活への影響は最小限にとどめることができた。

○災害復旧事業費

(単位：千円)

区分	事業費	国庫補助額
公共下水道	13,156	3,894
地域下水処理施設	1,388	0
計	14,544	3,894

3 農地、農業用施設の復旧

農地及び農業用施設の復旧について、国はいち早く激甚災害法に基づく指定をし、町では国庫災害復旧事業及び町単独災害復旧事業により農業者の復旧を支援した。



農業用地の復旧

○国庫補助による災害復旧事業

(単位：千円)

区分	件数	事業費	国庫補助額
農地	10	8,202	7,382
農業用施設	7	125,129	118,497
計	17	133,331	125,879

※H24.3.31 現在

○町単独農地農業用施設災害復旧事業

(単位：千円)

区分	件数	事業費	町補助額
農地	49	15,927	11,811
農業用施設	74	27,563	21,092
計	123	43,490	32,903

※H24.5.31 現在

○林業被害災害復旧事業

(単位:千円)

区分	件数	事業費	補助額
事業主体(那須町)	2	23,726	23,019
計			

※H24.10.31 現在

4 学校施設の復旧

① 災害復旧事業費

- ・ 小学校 88件 137, 117千円
(うち国庫補助金 5件 51, 093千円)
- ・ 中学校 22件 29, 875千円
(うち国庫補助金 3件 13, 583円)

② 黒田原小学校分散学級

黒田原小学校の校舎は、地震の影響により各教室は大きな被害を受け、とても授業が出来る状況ではなかった。

そこで、黒田原小学校の児童は、4月から12月までの6カ月間にわたり、1年生から3年生の162名は朝日小学校へ、4年生から6年生の200名は黒田原中学校へと分散学級を余儀なくされた。

通学については、全員が黒田原中学校へ登校し、そこから1年生から3年生においては、町スクールバス1台とチャーターバス2台で朝日小学校に通った。

初めは、地震の恐怖と慣れない環境で不安を抱える児童も多かったが、朝日小学校の児童や、黒田原中学校の生徒たちが日々温かく受け入れてくれたので、その不安も徐々に解消されていった。

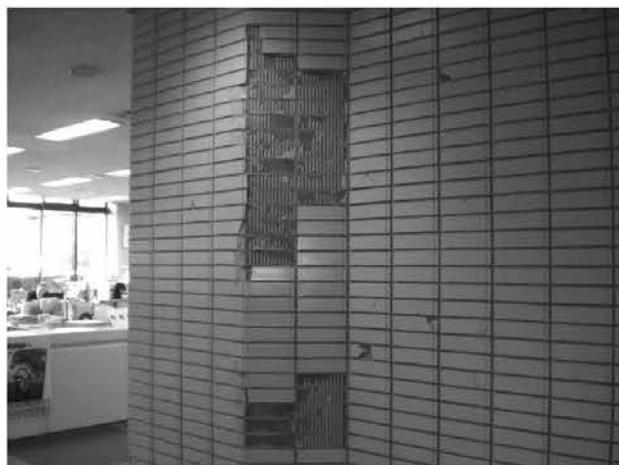


町スクールバスで朝日小学校に通う児童

5 公共施設の復旧

① 役場庁舎

東日本大震災により、役場庁舎も多大な被害を受けた。建物の外壁・内壁タイルに亀裂が入り、剥離したタイルの一部が落ちるほどの揺れであった。また、庁舎内の天井や壁、床に多数の亀裂が入り、壁の一部が崩落した。



内壁タイルに亀裂が入り落下



壁の一部が崩落

庁舎設備においては、屋上に設置されていた空調機熱源用チラーが全損し、5階機械室内空調用ダクト等の一部が破損した（工事費、約7,400万円）。また、空調用配水管の破損により4階選挙管理委員会室及び405会議室天井から漏水が発生した。空調機の復旧まで約9カ月を要し、夏季・冬季の空調対策として、扇風機やブルーヒーターの配置を行った。

その他の設備については、重要書庫内の電動式移動ラックが揺れにより全損し、新規入れ替えを実施した（工事費、約2,000万円）。



全損した空調機熱源用チラー



重要書庫内の電動式移動ラックも全損

庁舎周辺の被害としては、黒田原小学校校庭に隣接する庁舎東側駐車場の擁壁の一部が損壊し、復旧工事を実施した。（工事費、約220万円）

また、いこいの広場内にある戦没者慰靈碑が一部損壊し、部分的な修復を実施した。（工事費、約20万円）



庁舎東側駐車場の擁壁の一部が破損



倒壊したいこいの広場内の石灯籠

役場庁舎については復旧まで約1年を要し、庁舎東側駐車場が工事用スペースとなったため、各課当番制により駅前駐車場を利用した。なお、災害復旧費は総額で約1億9千万円であった。

② 町営住宅

定住促進住宅あたごハイツ駐車場の県道（黒磯高久線）側の玉石積み擁壁が一部崩落したため、コンクリートブロック擁壁による復旧工事を実施した。工事費用は設計測量費を含め約600万円であった。

また、前原団地3号棟のガス配管設備が地震により損壊したため、新たに敷設替えを行った。

町営住宅の被害・復旧状況

団地名	被 告 状 況	復 旧 工 事 内 容
上ノ原第1団地	壁一部亀裂	復旧工事なし
上ノ原第2団地	壁一部亀裂、壁一部崩落（1戸）	約9万円
上ノ原第3団地	壁一部亀裂	復旧工事なし
高久団地	壁一部亀裂	復旧工事なし
黒田団地	壁一部亀裂	復旧工事なし
芦野団地	壁一部亀裂	復旧工事なし
前原団地	壁一部亀裂、3号棟ガス配管破損	約140万円
湯本団地	壁一部亀裂、アプローチタイル破損	復旧工事なし
新黒田住宅	玄関床一部亀裂	復旧工事なし
あたごハイツ	壁一部亀裂、駐車場法面崩落	約600万円

③ 那須町文化センター

東日本大震災により文化センターは、大ホールの天井・屋根部分に亀裂が入り、客席部分に雨漏りが生じた。また、舞台機構設備の電動ガイドレールも破損し、使用不能となつた。更に、いたるところでの天井のひび割れ及び屋根瓦（52枚）の落下などがあった。5月中旬から9月下旬にかけて修繕工事を行い、約800万円を要した。

④ 那須歴史探訪館

歴史探訪館入口の長屋門の屋根瓦が落下した。更に、附帯建物の土蔵の壁の一部が剥離及び亀裂が生じた。

平成23年12月上旬から平成24年2月下旬にかけて修繕工事を行い、約240万円を要した。

⑤ 那須町民俗資料館

民俗資料館の入口ドアが倒れて損傷し、窓ガラスにも亀裂・破損が生じた。応急処置として、3月31日に入口ドア・窓ガラスの修理を実施し、修繕費用は約3万円を要した。

室内の展示物も床に散乱し、一部は壊れるなどしたが、片付け掃除を行い、4月からは見学可能な状態となった。

本格的な復旧工事として、6月6日に修繕工事を実施し、約33万円を要した。

⑥ 那須町立図書館

地震発生時、壁には亀裂が入りスチール製書架は大きくゆがみ、1階から3階までに収蔵されている書籍やCDなど約11万点が床に散乱した。書架は上部を角材でつないだため、転倒を免れた。館内にはスタッフ4人と利用者約20人がいたが、幸いにも負傷者はいなかった。

4月から6月までは図書館の1階部分のみを開館し、6月20日から8月30日までの復旧工事期間中は、役場1階ロビーに臨時図書館を開設した。

再開するまでには、修繕工事費約2,210万円と72日間の工期を要した。



書籍やCDなど約11万点が床に散乱



役場1階ロビーに開設された臨時図書館

⑦ 高原公民館

高原公民館は、事務室の外壁・内壁、会議室の内壁に亀裂が生じた。更に、付属建物の弓道場の外壁に亀裂が生じた。平成24年2月中旬から3月中旬にかけて修繕工事を行い、修繕費は約50万円を要した。

⑧ 自治公民館

茶臼自治公民館は、震災により基礎部分に亀裂が入り、内壁、天井、建具、照明器具等が損壊し、地区の集会施設としての機能を果たせなくなった。

機能回復が急務のため、町は自治公民館等施設整備費補助金交付要綱を一部改正して（補助率50/100、限度額500万円）補助金を交付し、復旧を支援した。4月25日に着工し5月31日に完了し、修繕工事費約105万円と37日間の工期を要した。

⑨ 那須町スポーツセンター

スポーツセンターは、アリーナ部分の屋根水切りジョイント部に亀裂が入り雨漏りが生じ、また、壁面のガラスブロックに割れや亀裂等の被害が生じた。

震災後、避難所に指定され多くの避難者が避難していたため、応急処置を施し急場をしおぎ、避難所閉所後復旧工事を行った。

復旧工事費総額は約192万円を要し、8月末にすべて完了した。

⑩ 那須スイミングドーム

スイミングドームは、天井板が地震の揺れに耐え切れず、ほぼ全面に渡りプール上に落下したため使用不能となった。

復旧工事費総額は約1,720万円を要し、7月末にすべて完了し、8月12日に再オープンした。



天井板が落下した那須スイミングドーム

⑪ 町立保育園

地震により5カ所の保育園において修繕を要する被害を受けたため、地震後すぐの平成23年3月末から同年8月末に掛けて、一部県による補助を受け、園舎の修繕を行った。

幸いにも大規模な被害ではなかったため、一時休園等の措置を取る事無く修繕を行う事ができた。

各保育園の修繕実施状況は、下記のとおりである。

【各保育園の修繕工事実施状況】

保育園名	工事実施時期	工事費（千円）	備考
黒田原第1保育園	平成23年3月	346	
黒田原第2保育園	平成23年3月	199	
大谷保育園	平成23年3月	94	
芦野保育園	平成23年7月～10月	5,544	一部県補助
千振保育園	平成23年1月～8月	9,597	
計		15,781	

※千振保育園については、1月から予定されていた改修工事に合わせ修繕工事を実施。

6 環境保全対策

(1) 災害廃棄物

東日本大震災によって、倒壊した家屋や塀等の災害廃棄物が散乱し、町民等の生活に支障となつたため、町が災害廃棄物仮置場を設置し、災害廃棄物を受け入れた。

【仮置場】

○仮置場名	矢ノ目町有地
所在 地	那須町大字豊原乙 1 番地
設置期間	平成 23 年 3 月 12 日から平成 23 年 4 月 28 日
受入品目	瓦類、木くず
○仮置場名	クリーンステーション那須
所在 地	那須町大字富岡 736 番地 1
設置期間	平成 23 年 3 月 12 日から平成 23 年 4 月 28 日
受入品目	可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみ、家電
○仮置場名	八溝興業株式会社
所在 地	大田原市両郷 908 番地 5
設置期間	平成 23 年 3 月 14 日から平成 23 年 4 月 28 日
受入品目	瓦類、芦野石、大谷石、コンクリート類

【受け入れた災害廃棄物】

○廃棄物の量

災害廃棄物名	量	災害廃棄物名	量
木くず	43.97 t	廃家電	467 台
瓦類	1,326.97 t	パソコン	770 kg
がれき類	1,170.56 t	廃プラ付金属	1.70 t

○廃棄物処理費用

総 支 出 額	18,743,607 円
国 庫 补 助 金	9,124,000 円
県 补 助 金	7,126,000 円



矢ノ目町有地に仮置きされた瓦類や木くず

【対応経過】

平成23年 3月11日	災害廃棄物仮置場の設置について、災害対策本部と協議し、矢ノ目町有地及びクリーンステーション那須に設置し、翌12日より受け入れを開始することを決定。 広域クリーンセンター大田原より焼却炉が被害を受けたと報告が入る。
3月12日	矢ノ目町有地及びクリーンステーション那須に災害廃棄物仮置場を設置し、受け入れを開始。矢ノ目町有地については、クリーンステーション那須の職員を配置。(矢ノ目町有地及びクリーンステーション那須の受け入れ最終日は4月28日。) 災害廃棄物仮置場について、災害対策本部及び八溝興業株式会社と協議し、八溝興業株式会社を仮置場として追加設置。受け入れ開始は3月14日からとし、受け入れは八溝興業株式会社で職員を配置することを決定。
3月14日	八溝興業株式会社に災害廃棄物仮置場を設置し、受け入れを開始。(通常の営業日時である毎週月曜から土曜日の午前8時30分から午後5時受け入れ。受け入れ最終日は4月28日。) 矢ノ目町有地及びクリーンステーション那須の災害廃棄物仮置場の受け入れ業務に、那須町廃棄物監視員を配置。(3月14日から3月26日、3月28日から4月1日)
4月 4日	矢ノ目町有地は、毎週火曜日及び木曜日の午前9時から午後4時まで受け入れ、また、4月の第2日曜日及び第4日曜日の午前9時から正午まで受け入れ。クリーンステーション那須は、毎週月曜日から金曜日、午前8時30分から午前11時30分、午後1時から午後4時30分まで受け入れ、また、4月の第2日曜日及び第4日曜日は午前9時から正午まで受け入れ。 那須町廃棄物監視員を通常業務に戻したが、毎週火曜日及び木曜日は矢ノ目町有地及びクリーンステーション那須の災害廃棄物の受け入れ業務を行う。
4月 25日	協栄工業株式会社へ木くずの運搬を開始。協栄工業株式会社で木くずの焼却処理を開始。(広域クリーンセンター大田原の焼却施設が、東日本大震災で被害を受け、焼却を停止していたため)
4月 28日	災害廃棄物の搬入量が減少してきたことにより、すべての災害廃棄物仮置場での受け入れを終了。
5月 2日	協栄工業株式会社への木くずの運搬を終了。 協栄工業株式会社で木くずの焼却処理を終了。 那須町廃棄物監視員を通常業務に戻した。
6月 15日	那須高原リサイクルパークにパソコンを運搬し処分。
6月 28日 ～6月 30日	郵便局にて家電リサイクル券を購入。
10月 13日	那須高原リサイクルパークに廃プラ付金属を運搬し処分。
平成24年 1月 10日	矢ノ目町有地から八溝興業株式会社へ瓦類の運搬を開始。
2月 1日	八溝興業株式会社で瓦類の処理を開始。
2月 7日	矢ノ目町有地から八溝興業株式会社への瓦類の運搬を終了。
2月 21日	八溝興業株式会社での瓦類の処理を終了。

(2) 一般廃棄物

東日本大震災によって、広域クリーンセンター大田原の焼却炉が被害を受けたこと、また、収集車の燃料確保が難しくなったため、ごみステーションのごみ収集回数を変更した。

また、那須塩原クリーンセンター（那須塩原市）及びクリーンパーク茂原（宇都宮市）の協力を得て、可燃ごみを焼却した。

【対応経過】

平成23年 3月11日	広域クリーンセンター大田原の焼却炉が被害を受け焼却を停止。 広域クリーンセンター大田原より焼却炉が被害を受けたと町に報告が入る。
3月12日	広域クリーンセンター大田原で焼却炉が被害を受けたことについて、広域クリーンセンター大田原、大田原市及び当町で、今後の対応について広域クリーンセンター大田原で会議を開催し、那須町分のごみは那須町で一時保管することとした。
3月13日	那須塩原市クリーンセンター（那須塩原市）と打合せをした。
3月17日	那須地区広域行政事務組合が「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書」第3条により事業系ごみの搬入受け入れについて、那須塩原市へ応援要請をした。（了承される。）
3月18日	広域クリーンセンター大田原で焼却炉が被害を受け、焼却を停止していること、また、収集車の燃料確保が難しいことから、ごみステーションのごみ収集について、自治会及び町ホームページで3月23日から変更になる次の事項を周知。 ・可燃ごみ収集 （変更前）週2回→（変更後）週1回 ・資源物、不燃ごみ （変更前）月1から2回→（変更後）収集しない
3月22日	広域クリーンセンター大田原及びクリーンステーション那須で事業系一般廃棄物収集運搬許可業者の搬入受付を中止し、3月23日から那須塩原クリーンセンター（那須塩原市）で搬入受入となることを、一般廃棄物収集運搬許可業者に対し、クリーンステーション那須で説明会を開催。
3月23日	ごみステーションのごみ収集を、次のとおり変更。 ・可燃ごみ収集 （変更前）週2回→（変更後）週1回 ・資源物、不燃ごみ （変更前）月1から2回→（変更後）収集しない 那須塩原クリーンセンター（那須塩原市）で、那須町の事業系一般廃棄物の焼却を開始。
4月1日	那須地区広域行政事務組合が「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書」第3条により栃木県へ家庭系ごみの処理について応援要請。
4月5日	自治会及び町ホームページでごみステーションのごみ収集について、4月11日から変更になる次の事項を周知。 ・資源物及び不燃ごみ収集 （変更前）収集しない→（変更後）通常どおり収集する（月1から2回）
4月7日	「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書」第4条により那須地区広域行政事務組合と宇都宮市が可燃ごみの焼却に關し覚書を取り交わす。

4月11日	ごみステーションのごみ収集について、次のとおり変更。 ・資源物及び不燃ごみ収集 (変更前) 収集しない → (変更後) 通常どおり収集する (月1から2回) クリーンパーク茂原(宇都宮市)へ、クリーンステーション那須に一時保管していた可燃ごみの搬出を開始。
4月26日	那須塩原クリーンセンター(那須塩原市)で行っていた事業系一般廃棄物の受け付けが5月2日で終了し、5月3日から広域クリーンセンター大田原、5月6日からクリーンステーション那須で搬入可能になることを一般廃棄物収集運搬許可業者に通知。
5月 2日	自治会及び町ホームページでごみステーションのごみ収集について、5月16日から変更になる次の事項を周知。 ・可燃ごみ収集 (変更前) 週1回→(変更後) 通常どおり週2回 広域クリーンセンター大田原で焼却を再開。これにより那須塩原クリーンセンター(那須塩原市)での、事業系一般廃棄物の可燃ごみの受け付けが終了。
5月10日	クリーンパーク茂原(宇都宮市)への、可燃ごみの搬出を終了。
5月16日	ごみステーションのごみ収集について、次のとおり変更。(すべてのごみ収集について通常どおりとなった。) ・可燃ごみ収集 (変更前) 週1回→(変更後) 通常どおり週2回

(3) 一般廃棄物焼却施設における焼却灰

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により広域クリーンセンター大田原で焼却した焼却灰から、基準値を超える放射能濃度が検出されたため、最終処分場の黒羽グリーンオアシスには搬入できず、大田原市及び当町で一時保管している。

【対応経過】

平成23年 6月23日	環境省から「福島県内の災害廃棄物の処理方針」が示される。
6月27日	那須地区広域行政事務組合が、広域クリーンセンター大田原の焼却飛灰の搬出を一時停止。
6月28日	環境省から「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取り扱いについて」が示される。
7月 6日	那須地区広域行政事務組合が、広域クリーンセンター大田原の焼却灰等の測定及び空間放射線量の測定を行う。
7月 7日	那須地区広域行政事務組合が、広域クリーンセンター大田原の焼却飛灰をフレコンバッグに詰めて一時保管することを開始した。
7月11日	広域クリーンセンター大田原の焼却灰の測定結果速報で、飛灰から8,000Bq以上のセシウムが検出された。(13,580Bq/kg)

7月23日	那須広域行政事務組合正副管理者会議へ、飛灰から8,000Bq以上のセシウムが検出された測定結果を報告。
7月25日	那須地区広域行政事務組合が、焼却灰等の測定結果を広域クリーンセンター大田原関係4自治会及び川田自治会並びに広域議員へ説明。
7月28日	環境省から「福島県内の災害廃棄物の処理方針（追加）」が示される。
8月18日	那須地区広域行政事務組合は、黒羽グリーンオアシスに放射性物質を含む焼却灰等埋立てに関し、川田地区に第1回説明会を開催。 川田地区は、今後すべての焼却灰の受け入れを拒否。
8月19日	黒羽グリーンオアシスへの焼却灰等（主灰、飛灰、焼却残渣、カレット）の搬出を停止し、広域クリーンセンター大田原で一時保管。
8月24日	那須地区広域行政事務組合と大田原市が、大田原市緑資源リサイクル施設に放射性物質を含む焼却灰等の一時保管に関し亀久地区へ要請。
8月27日	那須地区広域行政事務組合が、民間処分場へ焼却灰（主灰）の搬出を開始。
9月1日	那須地区広域行政事務組合が、黒羽グリーンオアシスに放射性物質を含む焼却灰等埋立てに関し、川田地区に第2回説明会を開催。
9月3日	川田地区において臨時総会を開催。
9月13日	那須地区広域行政事務組合が、大田原市緑資源リサイクル施設での飛灰の一時保管を開始。
9月26日	那須地区広域行政事務組合が、黒羽グリーンオアシスに放射性物質を含む焼却灰等埋立てに関し、川田地区に第3回説明会を開催。
9月28日	那須地区広域行政事務組合が、大田原市緑資源リサイクル施設に放射性物質を含む焼却灰等の一時保管に関し、亀久地区にて第1回説明会を開催。
10月5日	那須地区広域行政事務組合が、「放射性物質を含んだ焼却灰等処分のための処分先の提供に関する要望書」を環境大臣及び民主党幹事長へ提出。 福島原発事故により広域クリーンセンター大田原で焼却した可燃ごみの焼却灰から基準値を超える放射性セシウムが検出されたため、町は自治会及び町ホームページで、次の事項を10月20日から変更になることを周知。 ・放射性物質の付着が予想される剪定庭木等（草、木、枝、葉）については、放射能濃度の低減のため、ごみステーションでの収集並びにクリーンステーション那須及び広域クリーンセンター大田原での受け入れを停止。 ・ごみステーションの可燃ごみ収集 (変更前) 週2回 → (変更後) 週1回
10月12日	クリーンステーション那須に飛灰を一時保管するため、町は大平地区に対し、「焼却灰（飛灰）の一時保管に関する説明会」をクリーンステーション那須で開催。
10月13日	クリーンステーション那須に飛灰を一時保管するため、町は上下田地区に対し、「焼却灰（飛灰）の一時保管に関する説明会」をクリーンステーション那須で開催。

10月20日	広域クリーンセンター大田原、大田原市及び当町が、放射性物質の付着が予想される剪定枝木等（草、木、枝、葉）については、放射能濃度の低減のため、ごみステーションでの収集並びにクリーンステーション那須及び広域クリーンセンター大田原での受け入れを停止。 ごみステーションの可燃ごみ収集を週2回から週1回に変更。
10月21日	那須地区広域行政事務組合が、「放射性物質を含んだ焼却灰等処分のための処分先の提供に関する要望書」を東京電力株式会社へ提出。
10月27日	クリーンステーション那須に飛灰を一時保管するため、町は大平地区及び上下田地区に対し、「焼却灰（飛灰）の一時保管に関する説明会」をクリーンステーション那須で開催。 那須地区広域行政事務組合は、大田原市緑資源リサイクル施設に放射性物質を含む焼却灰等の一時保管に関し、亀久地区にて第2回説明会を開催。
10月28日 ～30日	クリーンステーション那須に飛灰を一時保管するため、町は大平地区及び上下田地区に対し、戸別訪問しアンケート調査を実施。
10月31日	那須地区広域行政事務組合が、大田原市緑資源リサイクル施設での飛灰の一時保管を終了。 那須地区広域行政事務組合が、クリーンステーション那須に飛灰の搬入を開始。 クリーンステーション那須の放射線量の測定を開始。（～平成24年10月31日）
11月4日	クリーンステーション那須に飛灰の搬入を終了。
11月14日 ～15日	那須地区広域行政事務組合が、川田地区に対し戸別訪問しアンケート調査を実施。
平成24年 1月1日	那須地区広域行政事務組合が、黒羽グリーンオアシスでの焼却灰等の埋立てを再開。（平成23年12月31日までに発生した焼却飛灰については広域クリーンセンター大田原の場内にて保管。）
2月2日	町は、自治会を通し、ごみステーションのごみ収集について、2月20日から変更になる次の事項を通知し、また、町ホームページにより周知。 ・可燃ごみ収集 （変更前）週1回→（変更後）通常どおり週2回
2月20日	町は、ごみステーションのごみ収集について、次のとおり変更。 ・可燃ごみ収集 （変更前）週1回→（変更後）通常どおり週2回 ただし、剪定枝木等（草、木、枝、葉）については、引き続き、ごみステーションでの収集並びにクリーンステーション那須及び広域クリーンセンター大田原での受け入れを停止。（平成24年11月30日現在）
2月28日	矢ノ目町有地に飛灰等を一時保管するため、町は成沢地区に対し、「放射性物質等の一時仮置場に関する説明会」（第1回）を成沢地区集落センターで開催。
3月31日	那須地区広域行政事務組合が、民間処分場への焼却灰（主灰）の搬出を終了。
6月29日	矢ノ目町有地に飛灰等を一時保管するため、町は成沢地区に対し、「放射性物質等の一時仮置場に関する説明会」（第2回）を成沢地区集落センターで開催。

7月13日 ～7月17日	矢ノ目町有地に飛灰等を一時保管するため、町は成沢地区に対し、戸別訪問しアンケート調査を実施。
7月27日	矢ノ目町有地に飛灰等を一時保管するため、町は成沢地区に対し、「放射性物質等の一時仮置場に関する説明会」(第3回)を成沢地区集落センターで開催し、搬入を決定。
10月10日	クリーンステーション那須の飛灰の移動等に関し、町は大平地区及び上下田地区に対し、「焼却灰(飛灰)の移動等に関する説明会」を富岡集落センターで開催。
10月15日	那須地区広域行政事務組合が、クリーンステーション那須から矢ノ目町有地に飛灰の搬入を開始。(保管期限 平成29年9月30日)
	町は、矢ノ目町有地の放射線量の測定を開始。
10月17日	クリーンステーション那須から矢ノ目町有地に飛灰の搬入を終了。
10月31日	クリーンステーション那須の放射線量の測定を終了。

7 議会の取り組み

平成23年3月11日、午前10時に「平成23年第2回那須町議会定例会は成立したので開会いたします。」の議長の開会宣言により、3月定例会初日を迎えた。執行部から提案された各議案を審議し、その日最後の議案となった平成23年度の一般会計、6特別会計及び水道事業会計の当初予算が上程され、町長からそれら内容について説明が行われ、「詳細については、予算審査特別委員会において、主管課長から説明をさせますので、各議案についてよろしくご審議の上……」の途中、午後2時46分頃、立っていることも、座っていることも困難な、かつて体験したことがない地震のため散会。今期定例会の運営等については、一般質問を中止するなど、当初予定を大幅に縮減し、地震直後に設置された「那須町災害対策本部」と共に、被害状況確認や被災者安否確認など、情報収集及び救援対応等に当たった。

議会としても町同様、町民の安全対応と地震災害対策を最優先とすることを確認し、各常任委員会所管の公共施設等の被害状況を調査し、執行部における災害復旧・復興のための補正予算確保に協力するなど、その対策・対応に当たった。地震災害のハード面における復旧・復興に対しては、概ね順調に予算措置等ができたと思われるが、東京電力福島第一原子力発電所における放射能漏れ事故に対する措置は、執行部はもとより議会としても、その対策・対応に困難を極めた。

特に、放射性物質放出の影響により、町民の生活環境への不安や農畜産物の出荷・摂取制限や観光等への風評被害により大きな支障が生じた。町では、町民等の健康と安全を最優先とした各種方策が必要であることから、議会としても町と協働した取組みを行うことを確認し、「那須町議会放射能等災害対策協議会」を立ち上げ、放射能や災害対策などの対応に当たっている。

また、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の実施に対する財政措置及び除染方法等について、地方自治法第99条に基づき意見書を国の関係機関に提出するなどの対策を講じている。



破損した遊歩道の被害調査（高久愛宕山公園）



被害状況の説明を受ける議員（高齢者福祉施設）